

報告第 25 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 8 年 7 月 31 日
- 2 損害賠償額 104,500 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 8 年 5 月、市内城山二丁目 967 番 1 付近の城山公園内の樹木が強風により倒れ、隣接する相手方所有のフェンスに接触し、これを破損させた。